

日米株式市場の下落について

逆イールドの発生で米国景気への懸念が高まる

2019年8月15日

逆イールド状態が継続するか否かがポイント

8月14日（現地、以下同じ）の米国株式市場はS&P500指数が前日比▲2.93%と大きく下落し、国内株式市場もTOPIX（東証株価指数）が15日の前場終値で前日比▲1.18%と下落しました。

きっかけは14日に発表された中国の経済統計において、鉱工業生産や小売売上高など複数の統計で伸び率が前月から鈍化し中国の景気減速が意識されたことや、ドイツの2019年4-6月期のGDPが前期比でマイナス成長となったこと、そして、これらを受け10年米国債の利回りが2年米国債の利回りを下回るいわゆる逆イールドが発生したことです。一般に景気後退のシグナルとされる逆イールドが発生したことで、米国景気への懸念が高まり株価は大きく下落しました。

1990年以降の3回の米国景気後退局面と逆イールドの関係をみると、景気後退局面入りの前に揃って逆イールドが一定期間継続しています。しかし、逆イールドが短期で終息したケースもあることや、一定期間逆イールドが継続した場合でも当初逆イールドが発生してから実際に景気後退局面に至るにはある程度時間（おおむね1年半程度）がかかっていることから、逆イールドの発生は即座に米国が景気後退に陥ることを示すものではありません。

それでも、世界経済のモメンタムが低下傾向にある中、米中通商摩擦や英国のEU（欧州連合）離脱問題、香港のデモなど政治的問題が経済に与える影響が拡大するリスクもあり、経済、金融環境への不透明感が高まっていることは否めません。まずは、これら各種不透明要素の動向に注意しつつ、各国中央銀行の政策や景気対策の動向などをウォッチし、米国の逆イールド状態が短期で終息するか否かを見極める必要があると考えます。

米国長短金利差（10年-2年）と米国景気サイクル



（注）灰色は米国景気後退期 （出所）Bloomberg、NBER

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和投資信託が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.97200%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会